

■子ども・子育て支援事業計画に係る「量の見込み」及び確保の内容について（全体）

◇計画期間における年齢別人口推計（推計児童数）

※令和2年～令和6年の住民基本台帳の人口からコーホート変化率法により算出。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	128	125	125	122	119
1歳	118	129	126	126	123
2歳	153	125	136	133	133
3歳	143	149	122	133	130
4歳	176	143	149	122	133
5歳	159	177	144	150	123
6歳	190	164	182	148	154
7歳	189	190	164	182	148
8歳	204	189	190	164	182
9歳	211	205	190	191	165
10歳	228	217	211	195	196
11歳	237	228	217	211	195
12歳	203	237	228	217	211
13歳	263	204	238	229	218
14歳	240	263	204	238	229
15歳	220	238	261	202	236
16歳	232	217	235	258	199
17歳	229	231	216	234	257
合計	3,523	3,431	3,338	3,255	3,151

◇教育・保育事業の量の見込み及び確保の内容 (①⇒量の見込み ②⇒確保の内容)

①別紙「量の見込み」の算出方法についてのとおり

②町内の教育・保育施設の定員数 (全体)

区 分	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	75	390	117	75	38	73	383	96	82	37	65	338	104	80	37	
②確保方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	135	355	85	65	35	135	355	85	65	35	135	355	85	65	35
	特定地域型 保育施設			5	5	5			5	5	5			5	5	5
	確認を受け ない幼稚園															
	認可外保育 所	0	154	37	9	6	0	154	37	9	6	0	154	37	9	6
②-①	60	119	10	4	8	62	126	31	▲ 3	9	70	171	23	▲ 1	9	

区 分	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	63	330	102	80	36	60	315	102	78	36	
②確保方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	135	355	85	65	35	135	355	85	65	35
	特定地域型 保育施設			5	5	5			5	5	5
	確認を受け ない幼稚園										
	認可外保育 所	0	154	37	9	6	0	154	37	9	6
②-①	72	179	25	▲ 1	10	75	194	25	1	10	

※地域別 (幕別、札内、忠類) の量の見込みは資料6-2のとおり

◇地域子ども子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

◆時間外保育事業：保育所が11時間の開所時間を超えて、保育を実施する事業。

①平日に定期的に保育所や地域型保育を利用したいと回答し、かつ利用希望時間が19時以降と回答した者の割合を基に算出。

②当該事業を実施している札内青葉保育園と札内南保育園の定員数 (120名×2か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	143人	138人	130人	128人	124人
②確保の内容	240人	240人	240人	240人	240人
②-①	97人	102人	110人	112人	116人

◆放課後児童健全育成事業（低学年）：就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業。

①低学年の時に、放課後を学童保育所で過ごさせたいと回答した者の割合を基に算出。

②今後の児童数を考慮し、放課後児童健全育成事業実施要綱に定められている支援単位の規模と同数とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	337人	314人	310人	285人	280人
②確保の内容	320人	320人	320人	320人	320人
②－①	▲17人	6人	10人	35人	40人

◆放課後児童健全育成事業（高学年）：就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生高学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業。

①高学年の時に、放課後を学童保育所で過ごさせたいと回答した者の割合を基に算出。

②今後の児童数を考慮し、放課後児童健全育成事業実施要綱に定められている支援単位の規模と同数とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	68人	66人	63人	60人	56人
②確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
②－①	12人	14人	17人	20人	24人

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）：保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで子どもを預かる事業。

①泊りがけの預け先にショートステイや子どもだけ留守番と回答した者の割合及びその平均日数を基に算出。

②委託先（十勝学園）で受け入れ体制が整っているため、量の見込みと同数とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5人日	5人日	5人日	5人日	4人日
②確保の内容	5人日	5人日	5人日	5人日	4人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◆地域子育て支援拠点事業：子育て親子の交流の場を提供、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施し、親の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業。

①子育て支援センターを利用または今後利用したいと回答した者の割合及び平均利用（希望）日数を基に算出。

②①の値は「人回」としているが、当該事業を実施している子育て支援センターにおいて利用定員はないため、施設数とする。（センター2か所（分室2か所））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	309人	293人	300人	295人	290人
②確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

◆一時預かり事業＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）＞
保護者の私用や親の通院、不定期の就労等の理由により、一時的に保育する事業。

①1号認定のうち、幼稚園を利用し、かつ一時預かり等を利用したいと回答した者の割合と平均利用（希望）日数を基に算出。

◆一時預かり事業＜2号認定による定期的な利用＞

保護者の私用や親の通院、不定期の就労等の理由により、一時的に保育する事業。

①2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の就労日数を基に算出。

②幕別幼稚園における一時預かりの定員（24人）×1年間の開園日数（292日）
＝7,008人日（1号認定、2号認定ともに幕別幼稚園で実施する。）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （1号認定）	200人日	196人日	174人日	170人日	162人日
①量の見込み （2号認定）	10,642人日	10,442人日	9,239人日	9,017人日	8,594人日
②確保の内容	7,008人日	7,008人日	7,008人日	7,008人日	7,008人日
②－①	▲3,834人日	▲3,630人日	▲2,405人日	▲2,179人日	▲1,748人日

◆一時預かり事業＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外＞
保護者の私用や親の通院、不定期の就労等の理由により、一時的に保育する事業。

①不定期事業の利用意向に平均利用（希望）日数を基に算出。

②1日における一時保育の定員（幕3人＋札15人＋忠6人＝24人）×1年間の開設日数（292日）＝7,008人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,347人日	4,200人日	3,984人日	3,906人日	3,784人日
②確保の内容	7,008人日	7,008人日	7,008人日	7,008人日	7,008人日
②－①	2,661人日	2,808人日	3,024人日	3,102人日	3,224人日

◆病児・病後児保育事業：病気または病気回復期の児童を、保護者の勤務や傷病等のやむを得ない事由により家庭で育児が困難な場合に、一時的に保育する事業。

①病児・病後児の発生頻度と利用希望日数を基に算出。

②1日の定員（4人）×年間開設日数（292日）＝1,168人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,022人日	988人日	934人日	916人日	886人日
②確保の内容 (病後児)	1,168人日	1,168人日	1,168人日	1,168人日	1,168人日
②－①	146人日	180人日	234人日	252人日	282人日

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター/低学年）：小学校低学年の児童のいる保護者などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの会員同士の相互援助活動を行う事業。

①小学校低学年時のファミリー・サポート・センター事業の利用意向と平均利用（希望）日数を基に算出。

②様々なニーズに対応し、受け入れ体制が整っているため、①と同値とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター/高学年）：小学校高学年の児童のいる保護者などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの会員同士の相互援助活動を行う事業。

①小学校高学年時のファミリー・サポート・センター事業の利用意向と平均利用（希望）日数を基に算出。

②様々なニーズに対応し、受け入れ体制が整っているため、①と同値とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◆利用者支援事業：地域の子ども・子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、子どもとその保護者に必要な支援を行う事業。

①教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案する。

②実施施設及び設置を予定する施設の合計数。

※市町村は国から令和8年度までにこども家庭センターの設置するよう努めるものとされている。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (基本型活用)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 (基本型活用)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
①量の見込み (基本型未活用)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②確保の内容 (基本型未活用)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
①量の見込み (母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 (母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
①量の見込み (こども家庭センター)	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 (こども家庭センター)	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
①量の見込み (合計)	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②確保の内容 (合計)	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②－① (合計)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

◆妊婦に対する健康診査：妊娠中の母子の健康状態を確認するための問診や血液検査、超音波検査など 20 回分の妊婦健康診査費用を公費で負担する事業。

① 1 人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じた回数を基に算出。

②町で確保している内容

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	160 人 健診回数 3,200 回	160 人 健診回数 3,200 回	160 人 健診回数 3,200 回	160 人 健診回数 3,200 回	160 人 健診回数 3,200 回
②確保の内容	実施場所：医療機関または助産所 検査項目：妊婦一般健康診査 14 回（血液検査・子宮頸がん検査・性器クラミジア検査・B 型溶血性レンサ球検査） 超音波検査 6 回				

◆乳児家庭全戸訪問事業：生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに、乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行ない適切なサービス提供につなぐことで子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。

①原則として生後 4 か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を対象とする事業であることから、推定児童数を基に算出。

②町で確保している内容

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	135 人	135 人	135 人	135 人	135 人
②確保の内容	実施体制：8 人（おやこ保健係 2 人、保健係 2 人、健康推進係 4 人） 実施期間：町				

◆養育支援訪問事業：乳児家庭全戸訪問等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者や、出産後の子育てについて特に支援が必要と認められる妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等を行う事業。

①例年の実施実績等を勘案し算出。

②町で確保している内容

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
②確保の内容	実施体制：7 人（おやこ保健係 3 人、保健係 2 人、こども支援係 2 人） 実施期間：町				

- ◆子育て世帯訪問支援事業：家事、子育て等に対して不安を抱える子育て家庭等の居宅に訪問支援員が訪問し、家事支援や育児相談等実施することにより、養育環境等を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。

 - ◆児童育成支援拠点事業：養育環境等に課題を抱え、居場所のない児童の居場所となる場所を開設し、児童やその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。

 - ◆親子関係形成支援事業：児童との関わり方や子育てに不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える者同士が相互に悩みを共有できる場を設けるなどの支援を行うことで、親子間における適切関係性の構築を図ることを目的とする事業。
- ◇上記3事業の量の見込みについては、相談支援員や、スクールソーシャルワーカーなどからの情報を参考に事業の利用が望ましい世帯、児童を把握する必要があり、確保の内容についても、現時点で本町で実施していない事業であることから、町関係部局、機関との情報連携を行った後に適切な数値を算出する。